

令和８年度グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業 公募要領

１ 目的

都は、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。

脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素等の利活用を広げていくためには、需要に見合うグリーン水素等を確保する必要がある、このためには都内におけるグリーン水素等の製造、国内他地域からのグリーン水素等の調達を進めるとともに、将来的には海外で製造されたグリーン水素等（以下、海外グリーン水素等」という。）の調達が重要となる。

海外グリーン水素等の中でも、クリーンな水素を基にした合成燃料は既存のサプライチェーンを活用して輸送が可能であり、液体燃料を利用する産業において代替燃料となり得ることから、グリーン水素とともにこれらの利活用を広げていくことは、脱炭素社会の実現に向け非常に重要である。

これらを踏まえ、本事業では、海外グリーン水素等の製造プロジェクト動向を引き続き調査するとともに、合成燃料等の利用可能性や早期実装化に向けた事業の検討、炭素集約度（Carbon Intensity：以下、「CI 値」という。）の可視化に取り組む海外都市の調査及びその活用法の検討等を都と事業者が共同して実施することを目的とする。

２ 本事業の概要

（１） 本事業の名称

令和８年度グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業
（以下「本事業」という。）

（２） 実施期間

実施期間は、４（５）に定める協定を締結した日から令和９年３月３１日までとする。

（３） 本事業の内容

採択事業者（２（４）に定める協定を締結した事業者をいう。以下同じ。）は、上記目的を踏まえ、「３ 実施内容」に示す海外グリーン水素等製造プロジェクトの情報更新、グリーン水素を原料とした合成燃料等の利用可能性調査、早期実現に向けた事業検討等を都と共同で実施する。

（４） 都が負担する経費

ア 事業予算及び採択予定件数

- ・ 事業費上限：60,000 千円
- ・ 採択予定件数：１件

イ 対象経費

本事業の実施に際し、対象となる経費は次の条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てるものとする。
 なお、消費税、振込手数料等の間接経費は対象経費に含まない。

- ・ 本事業に必要な経費であること。
- ・ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。
- ・ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		・ 事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	・ 当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・ 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 ・ 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 ・ 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	・ 備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 ・ なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	・ 取得価格が 100,000 円未満の物品に係る経費。 ・ 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
	印刷 製本費	・ 当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。

	通信 運搬費	- 当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） - 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及 び損料	- 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 - リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、（当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。）リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
	光熱水費	- 当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 - 光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
	雑役務費	- 当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる業務に係る経費（当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。 - 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
	外注・ 委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。

※ 上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は４（５）に定める協定により決定する。

3 実施内容

採択事業者（４（５）に定める協定を締結した事業者をいう。以下同じ。）は、上記目的を踏まえ、海外からの調達も含め、都内における水素の需要拡大に向け、調達から消費

までの水素等の（国際）サプライチェーンにおけるモデル事業の検討とその実現可能性について、以下のような項目について、都と共同で実施する。なお、主要なヒヤリング先については、都担当者も同席できるよう事前の調整を行うこと。

1. 水素サプライチェーンの整備状況調査

海外グリーン水素等（低CI値水素を含む）の製造プロジェクトを中心に、最新の情報に更新し、世界の水素サプライチェーンの整備状況を整理する。

（1）グリーン水素等製造プロジェクトの情報更新等

令和7年度の「グリーン水素等の国際サプライチェーン共同検討事業」での調査実績をベースに、以下の情報更新を行う。なお、情報の更新は、12月末、3月中旬の2回実施する。

① 都が提供する海外プロジェクトについて情報更新

2030年度末時点までに輸出可能（年度毎）予定なものについて、水素・キャリア別に最新情報にアップデートし整理する。

② 新規案件の追加

公表情報などから都が提供した案件以外の新たな案件を抽出し、①に情報を追加するとともに、特にインド、中国、アフリカについて輸出可能性のある水素プロジェクト最新動向を把握し、情報を追加する。

2. 各種水素・キャリアの利活用等可能性検討

次に示す各種水素・キャリアの活用に向けた実現可能性を把握するとともに、燃料及び原料としての利活用方法（先）を検討し整理する。なお、他にキャリア適性のある物質がある場合には、検討に加えるべき事由を含め提案し、都と協議の上、検討に加えること。

- ・クリーン水素（液化・圧縮気体）
- ・クリーンアンモニア（液化）
- ・クリーンメタン（液化）
- ・クリーンメタノール（常温常圧液体）

（1）各種キャリア特性の整理

① 水素製造方法の整理

クリーン水素製造方法（原則として商用段階の技術を対象）についてCI値別に、製造フローを整備するとともに原料、変換時エネルギーについて、比較可能なように原単位（MJ、kg、m³）として整理し、物性、コスト、CI値等の観点から解説を行うとともに、国内外の代表プラントの事例及び方法別代表製造事業者を整理する。また、参考情報として、天然ガス、石炭改質による水素製造についてもCI値、コストの比較対象のベースとして整理する。なお、天然水素、光触媒技術、廃棄物

を原料とした水素製造なども製造方法として整理するとともに、今後、コスト等の面から商用化が有望な技術（実証段階が望ましい）がある場合には、提案の上、検討に加えること。

② 各種キャリアの変換方法の整理

これら製造方法（C I 値）別水素を原料として常温常圧水素を標準とした各種キャリアへの変換（製造方法）についてもC I 値別に、製造フローを整備するとともに原料、製造時エネルギーについて、比較可能なように原単位（MJ、kg、m³）として整理し、物性、コスト、C I 値等の観点から解説を行うとともに、国内外の代表プラントの事例及び方法別代表製造事業者を整理する。キャリアとしての水素については、圧縮（代表商用圧力）、液化に要するエネルギーを見込み整理すること。

なお、クリーンメタン、クリーンメタノールについては、バイオマス等、水素以外の原料から直接製造することも可能であるため、当該方法についても整理対象とするとともに、今後、コスト等の面から商用化が有望な技術（実証段階が望ましい）がある場合には、提案の上、検討に加えること。

③ 各種キャリアから水素への逆変換方法の整理

これら各種キャリアから常温常圧水素への変換（以下、逆変換という）についてもC I 値別に、製造フローを整備するとともに副生原料、逆変換時エネルギーについて、比較可能なように原単位（MJ、kg、m³）として整理し、物性、コスト、C I 値等の観点から解説を行うとともに、国内外の代表プラントの事例及び方法別代表製造事業者を整理する。キャリアとしての水素については、圧縮（代表商用圧力）、液化から常温常圧水素に要するエネルギーを見込み整理すること。

今後、コスト等の面から商用化が有望な技術（実証段階が望ましい）がある場合には、提案の上、検討に加えること。

(2) 各種水素・キャリア等の利活用可能性検討

① キャリア別利用（実現）可能性の整理

キャリア別（変換方法別）に逆変換後の常温常圧水素且つ熱量ベースとして、変換、逆変換ロス分を算定、見える化し、水素製造コスト、C I 値にロス分を加えてコストについても比較すること。また、前年度の調査結果を参考に、各種キャリアの輸送技術（効率）及び特性について、新船建造、港湾整備など最新動向を踏まえ、海運、陸運別に輸送、揚陸、貯蔵の状況を整理し、キャリア別に輸送等の実現可能性を整理し、早期実装化の事業化検討に際し、可能性のあるキャリアを複数選定すること。

② 水素を原料にした合成燃料及び原料について整理

水素から製造可能な合成燃料、原料等を中間材、最終消費財に分け、体系を整理するとともに、合成等に必要な原料等、合成過程（化学変化）を整理し、合成特性

および用途について解説すること。なお合成時に大量のエネルギーなどが必要となる場合や、副生成物がある場合には、これらについても解説すること。

③ 燃料及び原料としての具体的活用可能性の検討整理

【燃料利用】

各種キャリアについて、水素またはキャリア状態をそのまま燃料として活用可能な具体的事業について、キャリア等ごとに検討の上、提示すること。

燃料としての活用場所は東京都内（多摩地域含む）の事業所を想定する。そのため、東京の特性を踏まえたうえで、活用先を、産業、業務、家庭、運輸の別に分け、具体的な業種を絞り、活用設備を設定すること。さらに、分子の組成に炭素（C）を含有するキャリア（メタン、メタノール）については、炭素の回収・再利用等まで含め検討すること。なお、検討に当たっては、最大限、既存の輸送インフラ、需要家の設備を活用するものとし、単に熱需要があるだけでは、具体的な活用先として想定しないものとする。最も、実現性の高い順に、整理し、その事由を整理する。

検討参考表)

キャリア等	対象部門	業種	設備	炭素処理
水素	産業	製造業 etc		
アンモニア	業務	小売 etc		
メタン	家庭	戸建て/集合 etc	給湯、エアコン etc	CCU
メタノール	運輸	貨物輸送		CCU

【原料利用】

各種キャリアについて、水素またはキャリア状態をそのまま産業等の原料として活用可能な具体的事業について、キャリア等ごとに検討の上、提示すること。

原料として使用する場合には、中間材、若しくは、最終消費財（製品）が東京都内の工場で加工若しくは販売される場合を想定する。そのため、東京の特性（大都市、本社等機能・情報の集積、人口等）を踏まえ、且つ、水素普及の啓発インパクト等も踏まえ、製品や中間財を検討すること。最も、実現性の高い順に、整理しその事由を整理する。

検討参考表)

キャリア等	対象部門	業種	設備	炭素処理
水素	産業	製造業 etc		
アンモニア	業務	小売 etc		
メタン	家庭	戸建て/集合 etc	給湯、エアコン etc	CCU
メタノール	運輸	貨物輸送		CCU

3. 各種水素・キャリアのC I 値認証状況調査及び算定・表示の検討整理

(1) Renewable Fuels of Non-Biological Origin 基準値の整理

2. で検討した各種キャリアについてR F N B O (Renewable Fuels of Non-Biological Origin: 非生物由来再生可能燃料) に基づき、燃料の種別ごとに炭素排出強度の基準値と算定対象、要件、適合端(製造所出口、輸出船積込み口 etc)を一覧表に整理する。各種キャリア以外にも基準が示されている燃料があれば併せて整理すること

(2) 主なC I 値の認証制度及び算定ツール(企業)等の整理

世界で代表的なC I 値の認証制度について、制定、改定年月、国及び機関等、制度の名称及び位置づけ、対象及びバウンダリ、特徴や今後の改修予定等について整理し、R F N B O との適合性について整理する。

整理した認証制度毎に引用している国際算定基準及び代表的な算定ツールについて、ローンチ年月、改修履歴ツール名称、開発・運用事業者、提供HP (URL)、有償の有無、バウンダリ、主な用途、算定概要の特徴や今後の予定などについて整理する。なお、認証と一体となった算定ツールがある場合には、その旨特記すること。

同様に算定基準毎に、認証の制度がある場合には、制定、改定年月、認証機関名(所在地)、認証の名称及び位置づけ、対象及びバウンダリ、認証証のデザイン及び項目、特徴や今後の改修予定等について整理し、当該認証がR F N B O 適合認証となるものを整理する。なお、R F N B O 以外の各国や地域が定める基準値への適合を証する場合には、その旨、解説すること。

(3) 水素等サプライチェーンC I 値算定モデル及び表示の検討

各種キャリアごとに国内、国外に分けて複数の供給源を想定の上、サプライチェーンについて、概念図として整理する。各種キャリアごとのサプライヤー(小売端)のC I 値の表示について、様々な製造方法(C I 値の異なる水素)により調達した水素を小売端でC I 値表示する際の考え方を整理し、課題やその解決策も踏まえ解説すること。

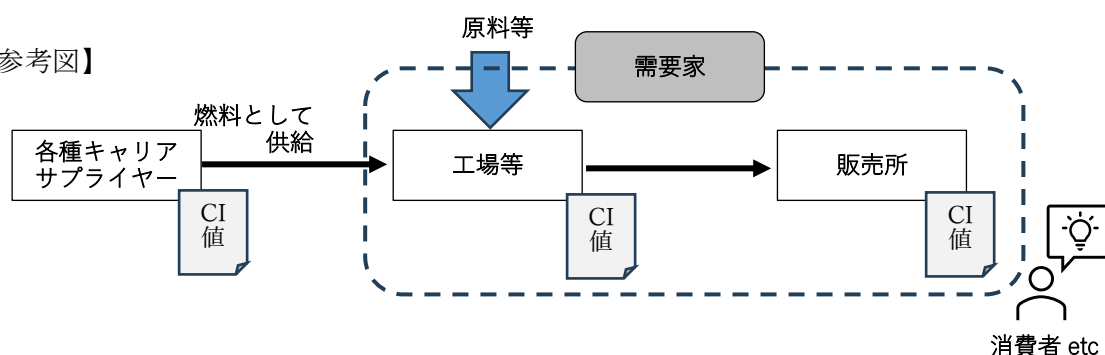
各種キャリアごとにモデル事例を設定し、C I 値の算定及び認証のタイミングについても整理しながら、小売端におけるC I 値表示を仮想的に実施するため、事例をベースに算定するとともに単位当たりのC I 値表示を行う。なお、表示については、3 (3) で整理した認証制度を参考に、表示すべき項目を整理し、当該項目の表示の必要性について解説すること。

次に当該C I 値表示のある各種キャリアごとに、需要家が調達した際の活用方法について、燃料として調達する場合と、原料として調達する場合に分けて検討する。

【燃料として調達】

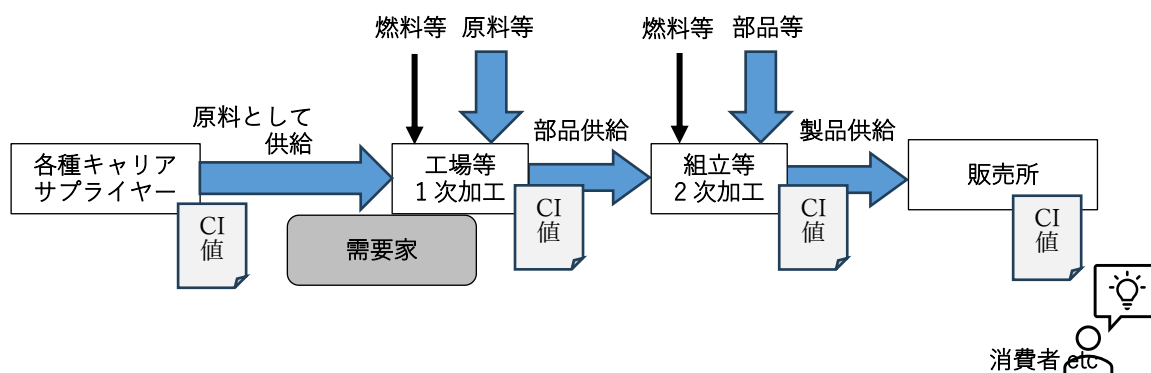
需要家が低 CI 値のキャリアを燃料として調達した場合を想定し、各種キャリアごとに国内各種制度上の取扱いを整理する。また、その活用策について、需要家におけるサービスの提供と製品の提供など数種に分類し、需要家が自らの客先に提供するサービスや製品について想定上し、サプライチェーンについて、概念図として整理する。サービスを2種、製品を2種程度想定し、需要家が第三者に低 CI 値燃料を調達した価値を訴求する方法を考察し、提示する。なお、当該価値の訴求方法について、需要家 CI 値表示における第三者認証の必要性を踏まえるとともに、当該認証が可能な事業者及び制度を整理して、提示すること。また、低 CI 値価値の二重使い、優良誤認等の観点から、表示する際の留意点を整理し、解説すること。

【参考図】



【原料として調達】

需要家が低 CI 値のキャリアを原料として調達した場合を想定し、各種キャリアごとに国内各種制度上の取扱いを整理する。また、その活用策について、需要家をサービスの提供と製品の提供など数種に分類し、需要家が自らの客先に提供するサービスや製品について想定上し、サプライチェーンについて、概念図として整理する。サービスを2種、製品を2種程度（中間材製造と最終商品製造に分けて検討）想定し、需要家が第三者に低 CI 値原料を調達した価値を訴求する方法を考察し、提示する。なお、当該価値の訴求方法について、需要家 CI 値表示における第三者認証の必要性を踏まえるとともに、当該認証が可能な事業者及び制度を整理して、提示すること。また、低 CI 値価値の二重使い、優良誤認等の観点をから、表示する際の留意点を整理し、解説すること。



4. 早期実装化に向けた各種キャリア利活用事業の検討

水素及び各種キャリアをそのまま利活用することを含め、早期実装可能な事業について、低 CI 値水素等がアウトプットの製品、サービスへの寄与及び都民、事業者などユーザー側へのインパクトなども考慮の上、燃料利用と原料利用に分けて検討し、それぞれの事業スキームを整理し提案する。

(1) 各種キャリアサプライヤーによる小売 CI 値表示事業の検討

① 各種キャリア別サプライヤーの抽出整理

各種キャリア別に主なサプライヤーとなっている企業を抽出し、各社の主な供給対象、クリーン燃料等に対する取組及び市場影響力（特に都内、関東圏のシェア）を考慮し、一覧表に整理する。

② CI 値算定及び表示スキームの整理

③ CI 値表示について、3（3）の調査結果を参考に、CI 値認証スキーム及び表示事項を整理し、本事業で用いる算定、認証、表示のスキーム及び算定期間、コスト等を調査、推計の上、当該スキームについて提案及び妥当性について解説する。都と協議の上、サプライヤーへの提案資料として整理する。

④ 小売 CI 値表示に協力可能なサプライヤーの把握

4.（1）①で整理したサプライヤー企業について優先順位定めヒヤリングを実施する。事前に都と協議の上、ヒヤリング項目を作成するとともに、ヒヤリングの結果を踏まえ、CI 値の算定、認証、表示に協力可能なサプライヤー企業を把握し、整理する。

⑤ 事業スキームの検討及び計画書の提案

4.（1）①～③までの結果を踏まえ、各種キャリアの海外調達、国内調達の別に事業スキームを作成し、コスト及び期間を整理した事業計画書案を作成し、都に提案すること。なお、事業の提案には、取引所における表示と取引先企業等への提示する場合を想定するものとする。

(2) 燃料利活用事業の検討・提案

3.（3）及び4.（1）の内容を踏まえ、CI 値の算定可能性のある各種キャリアについて、燃料として活用する事業の検討を行う。

① 各種キャリアを燃料として利用する都内事業者を抽出、整理

各種キャリア別に、これらを燃料として利用している事業者を抽出し、利用量の多い順、また、利用インパクトの高い順番に整理する。なお、原則として都内の事業所で燃料として利用するものを前提とするが、燃料利用として製造等されて当該事業所における 2 次生成物について都内流通のトレーサビリティが可能なものについては、都外に所在する事業所における燃料利用について検討対象に加えても差し支えない。

② 事業スキームの検討

4.(2)①で整理した事業者について、当該事業者における事業スキーム及び事業フローについてヒヤリングを行うとともに、当事業への協力可能性についても確認すること。

ヒヤリング結果を基に事業スキームを整理するとともに、CI 値の算定、認証、表示をスキームに組み込むとともに、スキームを構成する主要なプレイヤーを把握し、コンソーシアム案を作成する。

③ 事業計画書の作成

4.(2)②の検討をベースに、各種キャリアを燃料利用した結果の効果及び PR 方法を検討し、事業に要するコスト、期間等を検討し、事業全体の計画書を作成し都に提案する。

(3) 原料利活用事業の検討・提案

3.(3)及び4.(1)の内容を踏まえ、CI 値の算定可能性のある各種キャリアについて、原料として活用する事業の検討を行う。

① 各種キャリアを原料として利用する都内事業者を抽出、整理

各種キャリア別に、これらを原料として利用している事業者を抽出し、利用量の多い順、また、利用インパクトの高い順番に整理する。なお、原則として都内の事業所で原料として利用するものを前提とするが、原料利用として製造等されて当該事業所における 2 次生成物又は完成した製品について都内流通のトレーサビリティが可能なものについては、都外に所在する事業所における原料利用について検討対象に加えても差し支えない。

② 事業スキームの検討

4.(2)①で整理した事業者について、当該事業者における事業スキーム及び事業フローについてヒヤリングを行うとともに、当事業への協力可能性についても確認すること。

ヒヤリング結果を基に事業スキームを整理するとともに、CI 値の算定、認証、表示をスキームに組み込むとともに、スキームを構成する主要なプレイヤーを把握し、コンソーシアム案を作成する。

③ 事業計画書の作成

4.(2)②の検討をベースに、各種キャリア燃料利用した結果の効果及び PR 方法を検討し、事業に要するコスト、期間等を検討し、事業全体の計画書を作成し都に提案する。

5. 都のイベント等への協力

(1) 早期実装化活用事業について PR 資料の作成

都が当該事業について行う説明用にパワーポイントを用いてPR資料を作成する。説明用の主要な項目は以下のとおりとし、詳細は都と協議の上作成する。なお、内容を簡略化した英語版についても作成（ネイティブによるチェックを実施。）するものとする。

- ① 海外水素プロジェクトの状況一覧（各種キャリア別）
- ② 各種キャリア特性および活用可能性まとめ
 - ・燃料としての活用可能性
 - ・原料としての活用可能性
- ③ 代表的な水素等のC I 値基準、認証制度、算定ツール一覧
- ④ 早期実装化事業
 - ・各種キャリア別主要サプライヤー一覧
 - ・燃料活用事業スキーム
 - ・原料活用事業スキーム

（２）都が実施若しくは参加するイベントや会議等における当事業の説明実施

都が主催若しくは参加するイベントや会議等において、都の指示により当該事業に関する説明を10～20分程度行う。説明に使用する資料は、4.（１）で作成したパワーポイントの資料をベースに、イベント等の趣旨等に合わせ、詳細は、都と協議の上、作成する。なお、内容を簡略化した英語版についても作成（ネイティブによるチェックを実施。）するものとする。

説明を行うイベント等は、ビジネス向けのものを想定しており、概ね15分程度のプレゼンテーションを想定するが、英語でのプレゼンテーションも想定しておくこと。

4 事業の進め方

（１）事業者の公募と選定

都は、「3 実施内容」に記載する事業を実施する事業者を次に示すスケジュールに従い公募する。公募に参加する者（以下「応募者」という。）は、「3 実施内容」を基に実施する事業（以下「応募事業」という。）に関する提案書を作成し、期限までに都へ提出する。都は、提出のあった提案書を審査し、採択となった応募者と協定を締結し、応募事業を実施する。

公募要領等の公表	令和8年8月20日（木曜日）午後2時
質問の受付	令和8年8月20日（木曜日）午後2時から同年8月25日（火曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年8月28日（金曜日）午前10時
提案書の提出	令和8年8月28日（金曜日）午前10時から同年9月14日（月曜日）午後2時まで

プレゼンテーション 及び審査会	令和8年9月17～25日（平日のうちいずれか指定する日時）
審査結果通知	令和8年9月下旬（予定）

（2）質問について

本公募に関して、質問事項がある場合は、様式1「質問票」に必要事項を記載の上、次に示す期間中に、電子メールにより送付することとする。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

なお、質問への回答は、令和8年8月28日（金曜日）午前10時に、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

・質問受付期間

令和8年8月20日（木曜日）から同年8月25日（火曜日）午後5時受信分まで

・提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

（3）提案書の作成について

「5 応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和8年9月16日（水曜日）午後5時までに提出すること。

（4）提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択事業者を決定する。（詳細は「応募に関する審査等」に記載）

（5）協定の締結

都は、前項で決定した採択事業者と事業の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、事業を実施する。都が負担する経費については2（4）に記載する金額を上限として、対象経費を精査の上、協定で定める。

（6）報告書の提出

都と協定を締結した者は、協定に定めるところにより、令和9年3月31日までに最終報告書を提出すること。

（7）費用の支払い

採択事業者は、当該年度に要する経費が確定した後、協定に定めるところにより都に対して経費を報告すること。都は、報告を精査の上、経費の額を確定し、その後、採択事業者からの請求に基づき支払う。

5 応募方法

（1）採択事業者の要件

応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであり、次に掲

げる要件のいずれにも該当しないこと。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

ケ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（2）提出書類

応募者は次の書類のア及びイを作成し令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）午後 5 時までに都に提出すること。また、添付書類として、ウからキまでの書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式 2）

イ 事業者提案書（様式 3）

以下の内容を盛り込み、A 4 用紙 15 ページ以内（表紙含まず）とすること。

なお、応募事業で実施しない部分は含む必要はない。また記載順序は問わない。

- ・ 会社の紹介
- ・ 財務状況
- ・ 応募事業に関するこれまでの実施状況（既に F S 等実施している場合はその概要を示すこと。）
- ・ 応募事業の実施体制
事業の実施体制を示すこと。グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。

- ・ 応募事業の実施計画
応募するコースの実施内容に応じた実施計画（案）を作成すること。
- ・ 応募事業で実施する内容
「3 実施内容」を基に、これまでの実施状況、応募事業で実施する具体的な内容等を示すこと。
- ・ 費用（必要経費）
応募事業に係る必要経費（概算）を示すこと。
- ウ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 定款又は寄付行為（写し）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 納税証明書（法人事業税及び法人都民税）（直近1か年分）
- （3）提出方法及び提出先
 - ア 提出方法
イの提出先に郵送又は持込みで提出すること。なお、5(2)ア及びイのPDF形式の電子ファイルを記載したCD-R又はDVD-Rを併せて提出すること。
 - イ 提出先
以下の提出先に郵送又は持ち込みを行うこと。
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎20階
東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
- （4）免責事項、注意事項等
応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。
 - ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。
 - イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。
 - ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

6 応募に関する審査等

（1）審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、令和8年度グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に

基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・本事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績	・応募者は、応募事業遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・脱炭素及び経済成長に貢献する取組や事業等に携わった経験があるか。 ・これまで海外グリーン水素等の調査業務を行ったことがあり、且つ、オーストラリアを含み、中東・アフリカ、中国、インド、東南アジア、南米に支店を保有している。もしくは地元調査会社との間に調査の協力体制が構築されており、協力して調査した実績を有していること。 ・これまで各種水素・キャリアを扱う企業等について、調査実績を有していること。または、他の事業者との間に調査の協力体制が構築されており、協力して調査した実績を有していること。 ・これまでクリーンエネルギーの活用やCI 値表示に取り組む海外都市等を調査した実績を有していること。
2	実施内容	都内におけるグリーン水素等の普及拡大への貢献	・提案内容は、水素等を供給する事業者、水素等を利用する事業者双方の視点を踏まえた内容であり、グリーン水素等の国際サプライチェーン構築及び都内等における普及拡大につながるものとなっているか。 ・提案内容の実施は、都内等の業務・産業構造を踏まえたグリーン水素等活用が促進される波及効果のあるものとして、都にグリーン水素等の導入による経済波及効果など還元されるものとなっているか。
		妥当性	・提案内容は、都、日本国、供給候補地の国・地域等の計画や国内外の法規制や技術動向、国際条例などを踏まえた妥当なものとなっているか。 ・提案の内容は、新規性・独自性といった観点において、既存の取組との差異が明確化されており、優位性等が示されているか。 ・応募事業は東京都の立地や産業等の経済的特性等踏まえたものとなっているか。 ・最新の国際情勢を踏まえつつ供給側プロジェクトの状況

			を正確にとらえ、国際サプライチェーンの構築に向けた現実的な提案となっているか。
		実現性	・提案内容は、事前の調査や検証に基づいたものとなっているか。 ・提案内容の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。 ・提案内容は、都内の産業構造を踏まえ、且つ、現状の各種水素・キャリアの需要を踏まえた具体的な内容であり、今後の実現可能性があるものとなっているか。
3	実施体制	実施計画	・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。 ・将来を見据えた計画となっているか。
		実施体制	・提案内容の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。
		費用	・提案内容の実施に係る費用について、必要経費が具体的に明示されているか。 ・提案内容の実施期間を通して、費用対効果の高いものとなっているか。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。なお、審査の結果、事業者の提案経費に調整の必要が生じた場合には、採択結果前にその旨を打診の上、事業継続の意思を確認する。

イ 審査の結果、本事業を実施するものとして提案が採択された応募者は、都と協定を締結し、協定に基づき本事業を実施する。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

8 その他

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メールで行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp